

いのち かがやけ



木佐木小学校 1年 中野 心楓



大溝小学校 2年 木村 寿々華



大川小学校 3年 東江 希



大莞小学校 3年 荒巻 灯李



大野島小学校 2年 古賀 美愛



川口小学校 2年 古賀 明

掲載作品は、令和7年度の学校名・学年を記載しています。

発行：大川市教育委員会・大木町教育委員会

はじめに

あなた自身や、あなたのまわりに、こんな考え方はありませんか？

男性らしく、女性らしく



何もなくていいから、家でゆっくりして



なんだか、かわいそう



こんな経験をしたり、見たり、聞いたりしたことはありませんか？

面接で、出身や家族の職業を聞かれた



友人が自分の写っている写真を勝手にインターネットに公開した



何気ない日常生活の中にも、人権問題が潜んでいます。

人権ってなんだろう？人権について一緒に学んでいきましょう。

人権とは？

私たちが人間らしく幸せに生きていくために欠かすことのできない権利です。

誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることがない権利です。

日本国憲法

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日に、国連において採択されました。

初めて人権の保障を国際的にうたったもので、基本的人権の基準を示し、すべての人々がいかなる事由による差別も受けることなく人権を享受できるようにすべきだとしています。

日本国憲法や世界人権宣言において、人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障されています。

しかし、まだまだ人権問題の解決はできていません。解決に向けて、「私たちができること」が何かを考えてみましょう。

社会のさまざまな人権問題

部落差別(同和問題) 女性 子ども 高齢者 障がいのある人

外国人 HIV感染者 ハンセン病患者等 犯罪被害者等

インターネットによる人権侵害 性的少数者

(福岡県人権教育・啓発基本指針より)

部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)は、日本特有の差別事象です。同和地区の出身であることや、同和地区に関わりがあるという理由だけで、いまだに就職や結婚などで差別が起きています。

差別的な発言や落書きがされたりするなどの事案が依然として存在しています。

平成28年に公布施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在もなお部落差別が存在していることが明記されています。部落差別は許されないものであり、すべての国民が等しく基本的人権を持ち、かけがえのない個人として尊重されるよう、部落差別のない社会を実現しなければならないと定めています。

～ 部落差別(同和問題)による権利の侵害 ～

結婚や就職の差別

結婚や就職の時、同和地区と呼ばれる地域の出身であるという理由で差別を受けるといことはあってはいけません。



身元調査による差別

特定の地域が同和地区であるか調べたり、差別につながるような身元調査を行うことはあってはなりません。



インターネット上の差別

多くの人の目にふれる差別落書きや、だれでも手軽に見ることができるインターネット上の掲示板への差別書き込みは、人の心を傷つけるだけでなく、見た人に誤った予断や偏見を与え、差別意識を助長するなどの悪影響を及ぼすため、決して見過ごすことはできません。書き込みによる被害に遭われたら、法務局へ相談しましょう。



寝た子を起こすな論では、部落差別(同和問題)は解決しません。



寝た子を起こすな論とは、部落差別(同和問題)を取り上げず、そっとしておけば、自然に差別はなくなるという考え方のことです。

もし、寝た子を起こすな論のとおり、知らない、正しいことを理解していない、問題に関心がないまましていると、誤った情報を信じ、知らず知らずのうちに自分も差別をする人になっている危険性があります。

また、部落差別(同和問題)に苦しんでいる人たちに対して、差別を受けても声を上げず我慢させ、生まれた場所を隠して生きることを強いることになります。

私たちにできること

インターネットなどの情報をそのまま信じるのではなく、正しい知識を身につけ、自分で考えること、そして差別をなくすために行動することが必要です。

「同和地区の出身である」「同和地区に関わりがある」などの理由で判断するのではなく、お互いを尊重し、認め合うことが大切です。



感染症



コロナ禍で見えた人権課題

新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの不安や混乱が社会に広がりました。こうした中で、感染症に関する正しい知識や理解が十分でなかったことから、感染者やその家族、医療従事者などに対して、差別や偏見、いじめ、SNS上での誹謗中傷など、人権に関わる問題が深刻化しました。

感染症は、誰にでも感染する可能性があります。

感染したことを理由に差別や排除を行うことは、誰もが「差別する側」になり得ることを示しています。

差別をなくすためには、自分の言動や行動が、誰かの権利を侵害していないかどうかを常に考えることが必要です。

感染症に伴う差別の歴史

新型コロナウイルス感染症に限らず、これまでもさまざまな感染症に関連して、人権侵害が繰り返されてきました。

これらは「知らないことへの恐れ」や「誤解」が差別の背景にあることを示しています。

ハンセン病	HIV (エイズ)
<p>国による隔離政策のもと、患者は長期間施設に隔離され、その家族までもが差別の対象となりました。現在では治療が可能で感染力も低い病気であることが知られていますが、偏見や誤解は今なお完全には解消されていません。</p>	<p>日常生活で感染しないにもかかわらず、「一緒に働きたくない」などの根強い偏見が今も残っています。</p>



私たちにできること

目に見えないウイルスに不安を感じるのは、誰にとっても当然のことです。しかし、その不安に振り回されず、正しい情報をもとに落ち着いて行動することが大切です。

根拠のない噂や偏見を広めないように気をつけ、一人ひとりが差別を繰り返さない意識を持ちましょう。

インターネットによる人権侵害

たった一言のインターネット上の投稿が、誰かを深く傷つけ、その人の人生に大きな影響を与えることがあります。

もし自分のことを悪く書かれたり、勝手に個人情報を広められたりしたら、どんな気持ちになるでしょうか？

例えば

- 誰かを悪く言ってしまった
- 差別的な言葉を知らずに使ってしまった
- 根拠のない情報を広めてしまった



こうした投稿は、知らないうちに人権を侵害している可能性があります。表現の自由があっても、誰かを傷つけたり、人権を侵害したりする自由はありません。

一度投稿された情報は、簡単には消せません

インターネットに一度投稿された情報は、瞬く間に拡散し、多くの人の目に触れます。その結果、相手の心を深く傷つけたり、社会的な評価を低下させたりする恐れがあります。

また、他人を傷つけたり、プライバシーを侵害したりする投稿は、名誉毀損などの法令違反となる場合もあります。

インターネット上の人権侵害を防ぐために

インターネットを利用する際には、次のことを意識しましょう

- 他人を誹謗中傷する内容や差別的な発言を書き込まない
- 不確かな情報や、虚偽の情報を事実であるかのように書き込まない
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があることを意識する

私たちにできること

インターネットの画面の向こうには、感情を持った本物の人間がいます。「特定されないから」「他の人もしているから」といった安易な行動は許されません。インターネット上でも、現実と同じように、人間らしく幸せに生きる権利を持っていることを意識して行動しましょう。

性の多様性



性の多様性とは

私たちは、人の性を「男性」「女性」の2つの性別に分けて捉えがちです。しかし、考え方や外見が人それぞれ異なるように、性のあり方も一人ひとり異なります。

性は次のような要素で構成されています

身体からだの性

出生時の身体的特徴などから判断される性別

性自認

自分の性のように認識しているか

性的指向 恋愛指向

どの性別の人に性的に惹かれるか
恋愛感情が向くか

性表現

言葉遣い・服装・振る舞いなど、外部に表現する自分の性

これらの組み合わせは人によって異なるため、性のあり方が一人ひとり違うのは自然なことです。こうしたさまざまな性のあり方を、一人ひとりの個性や特徴として認め、尊重する考え方が「性の多様性」です。

LGBTQとは

「LGBTQ」は、人の性のあり方を表す言葉で、次のような意味があります。

- L** (レズビアン) : 心の性が女性で、恋愛対象も女性の人
- G** (ゲイ) : 心の性が男性で、恋愛対象も男性の人
- B** (バイセクシュアル) : 恋愛対象が女性にも男性にも向く人
- T** (トランスジェンダー) : 心の性と身体からだの性が一致しない人
- Q** (クエスチョニング/クィア) : 自分の性のあり方が分からない、決めていない
または枠に当てはまらない人

また、さまざまな性のあり方を含める意味で「+」を加えた「LGBTQ+」という表現もあります。

LGBTQの人は、人口に占める割合が比較的少ないことから、性的マイノリティと呼ばれることもあります。

SOGIESCとは

「性的指向 (Sexual Orientation)」「性自認 (Gender Identity)」「性表現 (Gender Expression)」「身体からだの性 (Sex Characteristics)」という、性に関わる要素の頭文字を取った言葉です。

SOGIESCは、性的マイノリティに限らず、すべての人が多様な性の当事者であることを示す概念です。

カミングアウトされたらどうしますか？

カミングアウトとは、自分の性自認や性的指向を他人に打ち明けることです。これは当事者にとって、とても勇気のいる行動であり、信頼している相手だからこそ話そうと決心する場合がほとんどです。もし誰かからカミングアウトされたら、まずはその気持ちをしっかり受け止めましょう。時間をかけて少しずつ相手に寄り添いながら、対話を続けていくことが大切です。



アウティングは絶対にしてはいけません！

アウティングとは、本人の同意なく、その人の性自認や性的指向を第三者に話してしまうことです。たとえ悪気がなかったとしても、アウティングは命にも関わる重大な人権侵害です。本人の許可がない限り、絶対に他の人に話してはいけません。

いないのではなく、気づいていないだけ

性的マイノリティの人は、見た目だけではわからないことが多く、「自分の周りにはいない」と思っている人もいるかもしれません。ですが、私たちが気づいていないだけで、各種調査によると、性的マイノリティは日本の人口の約10%とも言われています。この数は、日本で血液型がAB型の人や左利きの人たちの割合と同じくらいで、私たちのすぐそばにいる、ごく身近な存在なのです。



私たちにできること

性は人それぞれ異なるのが当然です。だからこそ、一人ひとりの個性や特徴を認め合い、尊重することが大切です。その第一歩として、性の多様性について正しく理解することから始めましょう。

女性の人権問題

女性を取り巻く現状と課題

日本国憲法や世界人権宣言では、男女の平等が明記されており、女子差別撤廃条約や男女雇用機会均等法、女性活躍推進法など、女性の権利を守る制度も整備されています。

しかしながら、多くの課題が残されています。例えば、管理職に占める女性の割合は低く、男女間の賃金格差も解消されていません。

さらに、性犯罪や性暴力、配偶者等からの暴力(DV)、職場でのセクシュアルハラスメントといった人権侵害は、女性が直面しやすい深刻な問題です。

こうした被害を防ぐための取り組みが求められています。

身近な関係の中での暴力(DV)

配偶者や交際相手など、親しい関係で起こる暴力はドメスティック・バイオレンス(DV)と呼ばれます。

DVには、身体的・精神的・経済的・性的な暴力があります。

親しい間柄で起こるため、周囲に助けを求めづらいという特徴があります。



職場でのハラスメント

働く場においても、女性はさまざまなハラスメントに直面しています。

例えば…

セクシュアルハラスメント	性的な言動や行動を伴うもの
マタニティハラスメント	妊娠・出産を理由とした不利益な扱い

これらは、女性が安心して働き続けることを妨げる深刻な問題であり、職場全体での理解と適切な対応が必要です。

私たちにできること

「女性は家事が得意」「男性はリーダー向き」といった無意識の思い込みは、気づかないうちに私たちの言動に影響を与え、知らず知らずのうちに女性の可能性や選択肢を狭めることがあります。また、男女間の賃金格差などの社会的な不平等も、女性の権利を損なう要因となっています。

まずは、自分の中にある思い込みに気づき、日々の言動を見直すことから始めましょう。

高齢者の人権

日本の65歳以上の人口は3,600万人を超え、高齢化率は約30%に達しています。今後

さらに高齢化が進むと見込まれる中で、高齢者に対する就職差別や、介護施設や家庭における身体的・心理的虐待、家族による財産の無断使用など、高齢者の人権侵害が大きな社会問題となっています。



高齢者への「虐待」は5つに分類されます

虐待の種類	主な内容
身体的虐待	殴る、叩く、つねるなどの暴力行為
心理的虐待	怒鳴る、無視する、侮辱するなど
性的虐待	不適切な接触、性的行為の強要
経済的虐待	通帳を取り上げる、財産の無断使用
介護放棄・放置(ネグレクト)	食事・入浴・排泄などの世話を怠る

なぜ虐待がおきるの？

高齢者虐待の要因はさまざまですが、介護を担う家族が孤立し、心身ともに疲弊し、精神的に追い詰められた結果、虐待に至るケースも少なくありません。

虐待は重大な人権侵害であり、社会全体で防止していく必要があります。

そのためには、介護を担う家族等が孤立せず、高齢者とともに安心して暮らせる環境を整えることが大切です。



高齢者がおかれている現状を知る

年を重ねることで、筋力や体力が衰えたり、認知機能が低下したりすることで、これまで難なくできていたことが、少しずつ難しくなったり、思うようにいなくなることであります。そうした変化に戸惑い、不安やつらさを感じているのは、ほかならぬ高齢者ご本人です。

私たちにできること

もし、困っている高齢者を見かけた時は、まずはやさしく見守りましょう。必要に応じて声をかけたり、人を呼んだりするなど、自分にできる範囲で手助けをしてみてください。そうすることで、高齢者が感じている日々の困りごとや大変さに気づくことができます。

その気づきをもとに行動することが、誰もが高齢者になっても安心して暮らせる社会につながります。



障がいのある人の人権

障がいについて理解する

障がいといってもその状態はさまざまです。見た目には分かりにくい障がいもあります。それぞれの障がいの特性を知ること、適切な配慮や支援ができるようになります。

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

行政機関や民間事業者等に、障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。また令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

差別をなくすための4つのバリアフリー

物理的なバリアフリー

ホームと電車の隙間や段差の解消、エレベーターの設置や通路を広くして車いすを使用している人への配慮。

制度的なバリアフリー

一律の制限ではなく、個別の事情を考慮して、学校の入試、就職や資格試験などで、点字の問題用紙を使用するなど。

文化・情報面でのバリアフリー

音声や点字、手話、字幕といった必要な人に分かりやすい案内。

心のバリアフリー

障がいや障がいがある人への正しい理解による差別意識の解消。

4つのバリアフリーに取り組み、誰もが暮らしやすい社会にしていきたいと思います。

私たちにできること

障がいのある人の社会参加を妨げているさまざまな障壁（バリア）に気づくことが大切です。一人ひとりが身近な場面でできる配慮を心がけ、社会参加を促進する制度やバリアフリーの整備、環境づくりにつなげていきたいと思います。

子どもの人権

子どもたちも、基本的人権の権利主体であり、人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。子どもたちは、言葉や態度で思っていることを自由に表す権利を持っています。だからこそ、周りの大人たちは子どもたちの人権を守り、子どもたちの成長・発達を大切にすることが必要です。

こんなことしていませんか

- イライラして思わず怒鳴ったり、手を出してしまう。
- ほかの子と比較して子どもを責めてしまう。
- 子どもを家に放置して出かけてしまう。

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を知っていますか

大人と同じように子どもの人権を認め、大人に成長するまでの子どもの権利を定めたものです。次の「4つの原則」が基本とされています。

子どもの最善の利益

（子どもにとって最もよいこと）

生命、生存及び発達に対する権利

（命を守られ成長できること）

子どもの意見の尊重

（意見を表明し参加できること）

差別の禁止（差別のないこと）

※日本ユニセフ協会ホームページ参照

私たちにできること

子どもが、自分の気持ちや考えを安心して表現できる環境をつくりましょう。最近の出来事やうれしかったこと、悲しかったことなど、どんな些細なことでも構いません。子どもたちは自分の話を聞いてくれる家族や地域の大人がいると安心します。会話や行動から子どもが受けている差別に気づくことがあります。

外国につながる人々の人権

国際化が進むにつれ、日本で暮らす外国籍の人々や外国人旅行者は、年々増加しています。また、少子高齢化に伴う労働力不足を補うため、海外にルーツを持つ労働者の数も全国的に増えています。しかし、言葉、宗教、文化、習慣などの違いを背景に、外国につながる人々に対するさまざまな人権問題が発生しています。

外国人に対する人権問題

- 地域社会における偏見や差別
- 就職や職場などでの不当な扱い
- 住居の賃貸や、店舗・施設の利用時の不当な拒否
- 必要な外国語での情報提供や通訳・多言語支援の不足による生活上の不便



国籍や文化が異なる人々が、地域社会の一員として、互いの違いを認め合い、平等な立場で尊重し合いながら、共に支え合って生きていける地域づくりが求められています。

ヘイトスピーチ

これは、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のことで、大きな問題となっています。平成28年には



「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

私たちにできること



すべての人々は、国籍や文化に関わらず平等です。文化が違えば、考え方や習慣なども異なります。お互いの国の文化を理解し、一人ひとりの個人として尊重することが大切です。「〇〇国の人だから」と決めつけず、コミュニケーションを通して目の前の相手を知ることから始めてみましょう。

他にも様々な差別や偏見に苦しんでいる人たちがいます。

アイヌの人々の人権

先住民であるアイヌの人々は、その独自の歴史や文化、伝統に対する無理解や偏見により、就職や結婚などにおいて差別される現状があります。アイヌの文化や歴史を正しく理解し、過去のものにしないことが大切です。

刑を終えて出所した人やその家族の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見によって就職や住宅の確保が難しいという人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が社会で活動するために、正しい理解と協力が必要です。

ホームレスに対する人権

ホームレスの自立を図るための取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが大切です。

北朝鮮当局による人権侵害

北朝鮮当局による日本人拉致は日本国民に対する人権侵害です。この問題は国際社会を挙げて取り組むべき問題とされており、解決するためにこの問題について関心と認識を深める必要があります。

人身取引による人権侵害

性的サービスや労働を強制することは、犯罪であり、深刻な人権侵害です。女性や子ども、経済的に不安定な人は被害にあいやすく、人身取引について認識を深めておく必要があります。

震災の被災者の人権

震災時の被害が発生したときに、不確かな情報による風評被害や被災者に対する差別的発言による人権侵害が発生しています。正しい情報を持ち、判断することが避難や復興に不可欠であることを認識する必要があります。

おわりに【責任のある大人になるために】

子どもは大人をよく見ています。そして、大人の考えは無意識に子どもに伝わります。だからこそ大人が適切な知識と認識を持つことが大切です。

すぐにはできなくても、すべての人に人権があり、その主体者であるという認識を持ち、多様な生き方や考え方があることを受け入れ、理解を深めていくことがとても大切です。理解しようとするのに遅いことはありません。

明日からではなく、今から、もう一度周りを見渡して、さまざまな人がいて色々な人が生活していることに目を向けてみましょう。

そしてそれを大人が理解し子どもへ伝えていくことで、差別のない住みやすいまちを作り、次世代へつないでいきましょう。



< 電話でのご相談 >

人権相談全般 (平日 8:30 ~ 17:15)

- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- 子どもの人権110番 ☎0120-007-110

こども

< いじめ、不登校などの教育相談 >

- **子どもホットライン24**
電話による相談24時間対応 ☎0948-25-3434
- **大川市教育相談室(大川市文化センター内)**
(平日9:00~17:00) ☎0944-87-7970
- **大木町教育委員会こども未来課** ☎0944-32-1269
(平日8:30~17:15)

< 児童虐待に関する相談 >

- **児童相談所全国共通ダイヤル** ☎189(いちはやく)
(24時間対応)
- **久留米児童相談所** ☎0942-32-4458
(平日8:30~17:15)
- **大川市子育て支援総合施設「モッカランド」** ☎0944-32-8585
(火曜日・年末年始を除く8:30~17:15)
- **大木町こども家庭センター** ☎0944-32-1022
(日・祝・月曜日・年末年始を除く 8:30~17:15)

高齢者 (平日 8:30 ~ 17:15)

< 高齢者虐待に関する相談 >

- **大川北地域包括支援センター** ☎0944-88-1010
- **大川東地域包括支援センター** ☎0944-88-9231
- **大川南地域包括支援センター** ☎0944-89-2525
- **大木町地域包括支援センター** ☎0944-33-0657

< 高齢者の各種相談 >

- **大川市役所健康課** ☎0944-86-8450
- **大木町役場福祉課** ☎0944-32-1060

H I V (平日 8:30 ~ 17:15)

< HIV/エイズに関する相談 >

- **南筑後保健福祉環境事務所(柳川総合庁舎)**
☎0944-72-2812

障がいのある人 (平日 8:30 ~ 17:15)

< 障がいのある人の各種相談 >

- **大川市障害者基幹相談支援センター(大川市福祉事務所内)**
☎0944-85-5532
- **指定相談支援事業所「おおき」** ☎0944-32-2425
(平日8:30~17:15 ※盆、年末年始を除く)
- **大木町役場福祉課** ☎0944-32-1060

D V

< 配偶者・パートナーからの暴力に関する相談 >

- **配偶者暴力相談支援センター(南筑後)**
☎0943-23-7520、☎0944-73-3200
(平日8:30~17:15)
- **福岡県配偶者からの暴力相談電話** ☎092-663-8724
※年末年始を除く
(平日17:00~24:00/土曜日・日曜日・祝日9:00~24:00)
- **男性DV被害者のための相談ホットライン**
※年末年始を除く ☎070-4410-8502
(火曜日・木曜日18:00~21:00/土曜日10:00~13:00)
- **LGBTQの方のDV被害者相談ホットライン**
※年末年始を除く ☎080-2701-5461
(第1日曜日14:00~17:00/第3水曜日18:00~21:00)
- **大川市福祉事務所地域福祉係** ☎0944-85-5537
(平日8:30~17:15)
- **女性ホットライン(大川市・大木町)** ☎092-513-7337
(月・水・木・金曜日12:00~19:00/土曜日10:00~17:00)

犯罪被害者

< 犯罪被害にあわれた方々の心のケア >

- **福岡県警察の犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」**
(平日9:00~17:45) ☎092-632-7830
- **性暴力被害者の相談窓口** (24時間365日)
☎092-409-8100 又は #8891(早くワンストップ)



< インターネットでのご相談 >

法務省インターネット人権相談受付窓口

法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。

「インターネット人権相談」で検索、または、右記のコードをお読み取りください。



< 人権擁護委員による特設人権相談 >

特設人権相談

- **大川市**
原則として第4水曜日の10:00~13:00
場所:大川市文化センター
☎ 法務局柳川支局 ☎0944-72-2640
- **大木町**
開催日は広報誌でお知らせします。
場所:大木町健康福祉センター
☎ 大木町地域づくり課 ☎0944-32-1047